

4月23日(日)は 横芝光町長選挙の投票日

◆投票時間

午前7時～午後8時

合併に伴う町長選挙が4月18日告示、23日投票の日程で予定されています。地方分権の推進や少子高齢化社会への対応など、新町のまちづくりや住民生活に直接関係する最も重要な選挙です。棄権せず、みなさんそろって投票しましょう！

投票のできる方

次の3つの要件を満たしている方です。

- ①日本国籍を有する人
- ②昭和61年4月24日以前に生まれた方
- ③生まれてからずっと横芝町・光町の住民基本台帳に登録されているか、平成18年1月17日までに横芝町または光町のいずれかに転入の届出をして、選挙期日まで引き続き横芝光町に住んでいる方

投票区の名称が変わります

投票区の名称が次の表のとおり変わります。入場券に記載してある投票所を確認して、お出かけください。

旧投票区	新投票区	投票所名
日吉第1	第9	篠本二区公民館
日吉第2	第10	宝米公民館
南条第1	第11	台区民館
南条第2	第12	ちばみどり農業協同組合南条支店
東陽第1	第13	横芝光町役場
東陽第2	第14	入区民館
東陽第3	第15	篠原青年館
白浜第1	第16	ちばみどり農業協同組合白浜支店
白浜第2	第17	尾垂青年館

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行などで投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

期間 4月19日(水)～22日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 横芝光町役場および横芝公民館(旧横芝中央公民館)
※いずれの場所でも投票できます。

不在者投票

指定された病院等の施設に入院・入所している方は、施設の長に申し出ると、その施設で不在者投票ができます。

郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある方(身体障害者手帳または戦傷病



者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方)、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の認定を受けている方は、郵便で不在者投票ができる制度があります。

また、遠隔地に滞在中の方などが滞在地で不在者投票ができる制度もあります。これらの制度を利用したい方は、お早めに選挙管理委員会へお問合せください。

町長選挙

立候補予定者説明会

日時 3月29日(水)
午後1時30分から
場所 役場2階第1会議室
問合せ 選挙管理委員会
3月26日まで
☎1218
3月27日から
☎1211